

岐阜県ライフル射撃協会委員会規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は岐阜県ライフル射撃協会(以下「本会」という)の会則第 1 4 章の規定に基づき 事業遂行に必要な専門的な事項を処理するため、以下の委員会を設置し 所掌事項は次の通りとする。

1.倫理委員会

- (1) 会員倫理規程に関すること
- (2) 本会の信頼を確保のための措置を講ずる
- (3) 本委員会は非常設とする

2.審査委員会

- (1) 本会への新規入会希望者への入会審査に関すること。
- (2) 会員の各種推薦書申請に対する審査と申請手続きに関すること
- (3) 地域段級審査競技会運営を開催し、その結果の審査と申請手続きに関すること

3.競技運営委員会

- (1) 競技会開催運営に関すること
- (2) 競技会参加申込に関すること
- (3) 公式競技大会の記録等の記録保管を行い必要な場合にその記録を開示する。

4.選手強化委員会

- (1) 国民体育大会に関すること
- (2) 競技力向上対策の計画・立案・促進に関すること
- (3) 競技力向上に係る指導者の養成および研修に関すること

5.ジュニア育成普及委員会,

- (1) ジュニア育成に関すること
- (2) ライフル射撃競技普及に関すること
- (3) ジュニアアスリート競技力向上対策の計画・立案促進に関すること

第 2 章 事 業

第 2 条 各委員会は本会の事業を遂行するのに必要な事項を専門的に分担して調査研究し、理事会の承認を経てこれを処理する。

第 3 章 組 織

第 3 条 各委員会は次の委員をもって組織する。

本理事会で選出された委員

第 4 条 各委員会に委員長 1 名、副委員長若干名を置く。

第 5 条 委員長、副委員長は本会理事会において、この委員会に属する委員の内から選出し、これに充てる。

2.委員長は委員会を代表し会務を統括する。

3.副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 会 議

第 7 条 各委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第 8 条 1.各委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2.会議の議事は、その出席者の過半数の決議で決定し、可否同数の場合のときは委員長がこれを決める。

附 則 補 則

・倫理規定 ・入会審査規程 ・国体選手選考規定

この規定は、令和 5 年 4 月 2 日より施行する